

選定療養費の料金改定について(お知らせ)

令和4年度診療報酬改定に伴い、10月1日から選定療養費が変更となりますので、お知らせいたします。

※選定療養費とは、健康保険等の自己負担金額の他に、自費にてお支払いをいただく料金です。紹介状をお持ちでない場合の選定療養費は厚生労働省が定めた料金です。

【初診時】

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,500円	<u>7,700円</u>
歯科	3,300円	<u>5,500円</u>

【再診時】

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,750円	<u>3,300円</u>
歯科	1,650円	<u>2,090円</u>

※いずれも税込表示

～ご注意ください～

- 選定療養費をお支払いいただくことで、受診をお約束するものではありません。
- 当院は「地域医療支援病院」に認定され、専門的な検査や、手術等が必要な医療を担っており、外来診療は「かかりつけ医」等からの紹介による「紹介外来制」となっております。
- そのため、当院の外来を初めて受診する場合には、「かかりつけ医」等からの紹介状をご持参ください。(一部の診療科及び緊急を要する場合を除く)